

木更津市協働のまちづくり条例の解説
【改訂版】

平成21年12月
木更津市都市部都市政策課

平成24年4月 改訂
木更津市企画部企画課

木更津市協働のまちづくり条例

(前文)

本市は、東京都心部からおよそ50キロメートルの圏内に位置し、東京湾唯一の自然干潟をはじめ、海、丘陵地、緑等の豊かな自然環境に恵まれるとともに、東京湾アクアラインや広域幹線道路網が整備され、商業、教育、業務、医療機能等の多様な都市機能が充実しており、千葉県南地域の中核であるとともに東京湾臨海部の要となる業務核都市を目指しています。

私たちは、歴史、経済、文化など先人の知恵と努力を誇りに思い、自然環境と都市機能が共存し、東京をはじめとする周辺の大都市や豊かな自然に近接する本市の特性を活かしながら、お互いに思いやり誰もが快適に安心して暮らし、住み続けたいと思うまちを創造し、故郷きさらづを次世代へと継承していきます。

そのためには、私たち市民一人ひとりが、まちづくりの活動の主体として、自らの役割を自覚し、まちづくりに参画することが必要です。

また、地域における問題を市民と市が自覚し、お互いが取り組む課題を認識し、共に行動するという協働の精神が必要です。

ここに、市民と市がまちづくりの基本理念を共有し、地域資源を活用するとともに市民が持つ豊かな社会経験、知識、創造性などを十分に活かし、市民と市が協力、連携しまちづくりを進め、魅力ある個性豊かな地域社会の実現を図るため、この条例を制定します。

【趣旨】

条例前文は、本条例を制定する背景、協働のまちづくりの必要性、これからのまちづくりの方向性等、条例本則では表現しきれないものを記述しています。この内容は、本条例案を作成するにあたり、市民参加によるワークショップを開催し、木更津市の現状やまちづくりの課題を話し合っていたいただいた結果を参考に、条例制定の経緯や決意を記述しています。

なお、平成24年4月に対象分野を拡大したことにより、一部改正を実施しました。

【参考】

ワークショップでは、市やまちづくりについて以下のような感想・意見が出されました。

- ・みなとや緑等の自然が豊か、交通利便性が高い、教育・医療施設等公共施設が整備されている、文化・歴史がある等の強み
- ・都心に近い地域性や木更津の特色を活かしていない、市街地の衰退、コミュニティの弱体化、

行政と市民の意識にギャップがある、情報が少ない等の弱み

(目的)

第1条 この条例は、市のまちづくりに関する基本理念並びに市民等及び市の役割を明らかにするとともに、協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定め、総合的かつ計画的なまちづくりを推進することにより、魅力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

【趣旨】

本条は、条例の目的を表したもので、本条例全体の解釈・運用の指針になるものです。

【解説】

この条例は、まちづくりへ市民の参画を推進し、市と連携・協力し、魅力ある地域社会の実現を図ることを目的としています。このため、市民や市の役割を明確にし、協働によるまちづくりの推進に関する施策の基本的な事項を定めることとしています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住所若しくは居所を有する者、市内に通勤若しくは通学をする者又は市内に土地若しくは建物を所有する者をいう。

(2) 市民活動 市民、事業者及び地域コミュニティが行う公益性のある活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(3) 市民活動団体 市内において市民活動を行うことを目的とする団体をいう。

(4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

- (5) 地域コミュニティ 市民で構成される、地域における多様な集団及び団体をいう。
- (6) 市民等 市民、市民活動団体、事業者及び地域コミュニティをいう。
- (7) まちづくり 良好な地域社会の形成を目指すことをいう。
- (8) 協働 市民等及び市が、それぞれ果たすべき役割と責任を自覚し、互いの存在意義と特性を認め合うことで、相互の信頼関係に基づき対等の立場で協力することをいう。
- (9) 参画 市民等が、市が行うまちづくりの計画の策定又は実施の段階において、自主的に参加することをいう。
- (10) 地域資源 地域における自然、歴史、文化、産業、人材等をいう。
- (11) まちづくり協議会 地域におけるまちづくりの活動を目的とし、当該地域における市民等により設立される団体をいう。

【趣旨】

本条は、この条例の中で用いる用語の意味を定めたものです。

【解説】

(1) 市民

「市民」とは、本市のまちづくりの活動に参画できる者として、市内に居住、通勤及び通学している者若しくは建物や土地を所有している者としています。

(2) 市民活動

「市民活動」の定義の中で除外している「営利を目的とする活動」とは、市民が行う活動が収入を得ることを否定する趣旨ではなく、活動による収入を得た場合に、収益を構成員に分配せず活動のために使われる場合は、「営利を目的とする活動」には含まれません。

(3) 市民活動団体

自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献する活動を行うボランティア団体や特定非営利活動促進法（通称NPO法）により設立された、営利を目的とせず不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とする法人格を有する民間の団体、いわゆるNPO法人や任意に設立された法人格を有しない公益的な活動を行う団体をいいます。

(4) 事業者

営利を目的とする事業を行う個人又は法人及び公益法人、学校法人、協同組合、その他これらに類する団体をいいます。

(5) 地域コミュニティ

町内会、自治会、青年会等の地域で活動している集団及び団体をいいます。

(6) まちづくり

近年、様々な場面で「〇〇のまちづくり」と用いられている行政活動全般を指します。

(7) 地域資源

地域にある様々な財産をいいます。

(基本理念)

第3条 市は、次に掲げるまちづくりを、協働で推進することを基本理念とする。

- (1) ひとにやさしい豊かなまちづくり
- (2) 環境を大切にする快適なまちづくり
- (3) 未来を創造する活気あるまちづくり
- (4) 様々な連携を活かしたまちづくり

【趣旨】

本条は、まちづくりの基本理念について規定したものです。

【解説】

本市の基本構想（平成10年12月21日議決）に掲げられている4つのまちづくりの基本理念を、市民や市が相互の信頼関係に基づき、対等の立場で協力することによって推進していくこととしています。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自由かつ平等な立場でまちづくりに参画することができる。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。
- 3 市民は、地域コミュニティに参加又は協力をし地域コミュニティに対する理解を深めるよう努めるとともに、その維持に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市民の役割を規定したものです。

【解説】

第1項及び第2項は、基本理念にのっとり自らの責任を自覚し、自由かつ平等な立場でまちづ

くりに参加でき、対等の立場でまちづくりに協力することを規定しています。

第3項は、人口減少や高齢化の進行が著しい社会情勢の変化に対応するため、まちづくりに不可欠な地域コミュニティの重要性を認識し、市民に参加・協力をお願いするものです。

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、基本理念にのっとり、市民活動を通じ市民等及び市との交流を促進し、まちづくりに参画するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市民活動団体の役割を規定したものです。

【解説】

ボランティア団体等が、必要に応じてまちづくりのため、お互いの人材・知識等を持ち寄り、市民や市と連携を図ることが、地域問題の効果的な解決につながるるとともに、市民活動の相乗的な効果を生み出すことになると考えています。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、まちづくりに参画するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者の役割を規定したものです。

【解説】

事業者は、あらゆる事業活動を通じて、新たな価値の創造、雇用の創出、生活文化の形成への寄与等の社会貢献を果たしてきていることから、今後さらに、まちづくりにおける重要な構成員として、より一層まちづくりへの役割を果たすことに期待するものです。

(地域コミュニティの役割)

第7条 地域コミュニティは、基本理念にのっとり、地域の課題に取り組むとともに、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、地域コミュニティの役割を規定したものです。

【解説】

地域のまちづくりの課題を最も理解している地域コミュニティと市が連携・協力し、まちづくりを進めていくことを規定しています。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念に基づくまちづくりのための計画を策定し、必要な施策を実施するものとする。

2 市は、市民等の多様な意見をまちづくりに反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、市民等の自主的なまちづくりを尊重し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

4 市は、まちづくりに関する情報を積極的に提供するよう努めるとともに、市民等が行うまちづくりに関する情報の収集に努めるものとする。

5 市は、市民等に対し様々な機会を利用しまちづくりに関する啓発に努めるとともに、市民等と連携し、まちづくりに関する人材の育成に努めるものとする。

6 市は、職員に対しまちづくりに関する研修等を行い、人材の育成に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市の責務を規定したものです。

【解説】

市民や市は、まちづくりにおいて対等の関係であるため、市が果たすべき責務を規定したものです。

施策の概要については、次条以降に明記している「まちづくりの計画」策定へ参画する機会の充実、市民等が主体となった「まちづくり活動」への支援、協働を推進する「まちづくり提案制度」の創設のほか、市民の意見を集約し、計画へ反映させるための市民ワークショップや市民説明会の開催、ホームページ等を活用した情報の発信や収集、まちづくりの出前講座の開催によるまちづくりへの興味関心を高める事業の実施の検討、職員に対する研修を実施し、人材育成を図っていくこと等が考えられます。

(まちづくりの計画策定への参画)

第9条 市は、基本理念に基づくまちづくりを推進するため、まちづくりの計画の策定にあたっては、市民等が参画する機会の充実に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、基本理念に基づくまちづくりを推進するために、市がまちづくりに関する計画を策定するにあたって、市民が参画する機会の充実を図るよう規定したものです。

【解説】

まちづくりに関する計画とは、以下のものが考えられます。

- (1) 市の総合的な構想及び計画若しくは個別の行政分野における基本的な計画及び方針
- (2) 市政に関する基本的な方針を定める条例
- (3) その他、市長が必要と認める条例・規則等

(まちづくりへの支援)

第10条 市は、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 市民等が主体となった協働のまちづくりの活動に対する助成
- (2) まちづくり協議会その他のまちづくりの活動を行う団体の設立等に対する支援

【趣旨】

本条は、市民等が主体となったまちづくり活動を支援するために、まちづくり活動への財政的支援、まちづくり活動を行おうとする団体への設立等に対する支援を行うことを規定したものです。

【解説】

平成22年度に、本条例の目的に合わせ、協働のまちづくり活動支援基金の設置、基金を活用した協働のまちづくり活動支援事業を実施してきましたが、平成24年度に支援対象分野の拡大を行うとともに、一般財源により支援を行うことになりましたので、基金の廃止を行いました。

(協働のまちづくりの提案制度の整備)

第11条 市は、市民等及びまちづくり協議会から協働のまちづくりに関する提案を受け、これをまちづくりに反映させるための制度の整備を図るよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市民等から協働によるまちづくりに関する提案を受け、それをまちづくりに反映させる新しい仕組みづくりを行っていくことを規定したものです。

【解説】

新たな仕組みとして、これからのまちづくりにおいて重要となる協働事業の募集・提案制度を

創設し、市民が参画する機会の充実を図り、市民や市が連携・協力し、まちづくりを推進していくことを考えています。

(連携)

第12条 市は、国及び千葉県と適切な役割分担のもとまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市は、他の地方公共団体との共通課題を整理し、課題の解決のため相互に連携し、又は協力しまちづくりの推進に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、地方自治体が地方分権一括法の施行により、国や県と対等の立場となることから、適切な役割に応じ、まちづくりを推進することを規定したものです。

また、他の地方自治体と連携・協力することにより、効率的で効果的な課題の解決により、まちづくりの推進を図ることを規定したものです。

【解説】

本市が直面する課題の解決策は、近隣自治体に限らず、他の共通する課題を有する地方自治体との情報交換等の協力により見い出せることから、他の地方公共団体との連携・協力は、今後重要になっていくものと考えています。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項については、市長が規則・告示等で定めることを規定したものです。

【解説】

本条は、本条例に基づく事務に関して、規則・告示等を定めることを規定しているもので、まちづくり計画等の施策の制定は、本条例の趣旨・目的に沿って行われるものであり、策定段階には、市民説明会の開催等、市民等が参画する機会の充実に努めます。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

【趣旨】

附則は、この条例の施行期日について規定したものです。

附 則（平成24年3月24日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（木更津市協働のまちづくり活動支援基金条例の廃止）

2 木更津市協働のまちづくり活動支援基金条例（平成21年木更津市条例第24号）は、廃止する。

【解説】

条例の一部改正（対象分野の拡大）を実施しましたので、施行期日について規定したものです。

また、市民等が主体となったまちづくり活動を支援するために、木更津市協働のまちづくり活動支援基金を設置し、まちづくり活動への財政的支援を行っていましたが、平成24年度以降は一般財源により支援することとなったため、基金条例の廃止を行いました。